

佐井村下水道事業経営戦略 (特定環境保全公共下水道事業)

団 体 名 : 青森県 佐井村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (供用開始後15年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (令和6年4月1日地方公営企業法 の適用予定)
処理区域内人口密度	35.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	なし
処理区数	1区(佐井処理区)		
処理場数	1箇所(佐井村浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年度に下水道事業計画を見直し、新たな下水道区域の拡張は行わず、下水道処理区域外については、合併浄化槽(個人設置型・村補助20万円)の整備を推進していく方針である。 広域化については、国・県の指導を受けながら関係機関と慎重に協議していく必要がある。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【基本使用料】 基本水量:10m ³ 基本料金:1,500円 【従量使用料】 超過水量:1m ³ 超過料金:150円 ※各料金には消費税及び地方消費税が加算される。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場・プール用】 基本水量:10m ³ 基本料金:1,500円 【従量使用料】 超過水量:1m ³ 超過料金:30円 ※各料金には消費税及び地方消費税が加算される。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,300円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	6,029円
	令和元年度	3,300円		令和元年度	5,183円
	令和2年度	3,300円		令和2年度	5,138円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	<p>令和3年度現在、下水道事業に関連する組織は産業建設課 建設・水道係であり下記の構成員となっている。 係長1名(簡易水道事業)※水道技術管理者 主査1名(下水道事業) 主事2名(水道及び下水道事業に係る収納徴収関係、土木業務のうち公営住宅事業関係兼務) (土木事業全般) 計4名(平均年齢36.5歳)</p>
事業運営組織	<p>平成22年度に産業建設課 建設係と水道係を、建設・水道部門(建設担当・水道下水道担当)に統合 平成27年度に建設・水道部門を、建設・水道係に名称変更</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>施設維持管理業務(脱水汚泥溶出試験業務委託及び水質検査業務委託含む)、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保守管理業務、下水道汚泥処理業務、下水道汚泥運搬業務を民間業者に委託している。</p>
	イ 指定管理者制度	<p>平成19年度から現在まで民間委託を随意契約で実施している。 今後も、指定管理者制度は使用せず、民間委託にて実施していくため、検討しない方針である。</p>
	ウ PPP・PFI	<p>平成19年度から現在まで民間委託を随意契約で実施している。 今後も、PPP/PFIについては、民間委託にて実施していくため、検討しない方針である。</p>
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	<p>活用できる資産がないことから未検討である。</p>
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	<p>活用できる資産がないことから未検討である。</p>

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

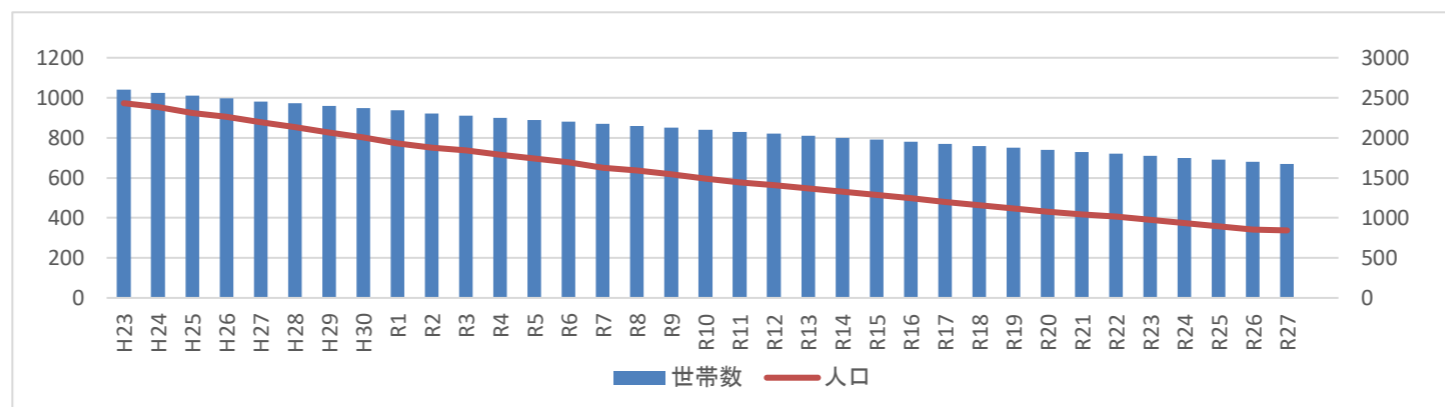
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

<p>令和3年度に策定・公表した令和2年度決算「経営比較分析表」を添付している。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。</p> <p>経費回収率は、類似団体と比較すると低くなっており、その要因として考えられるのは、供用開始以来、料金改定(見直し含む)を行っていないことが挙げられる。 また、汚水処理原価は、類似団体と比較すると処理に係る費用がおおよそ5倍となっており、新規加入者が少なく接続率に伸びがないことが影響していると考えられる。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所が示す推計人口でみると、令和12年に1,407人、令和17年に1,200人、令和22年に1,013人、令和27年には843人と推計されており、将来の人口減少が著しいことが推測されている。特定環境保全公共下水道区域内における人口割合は約68%となっているが、今後更なる減少も予想される。



(2) 有収水量の予測

令和2年度末現在の接続率は32.9%となっている。年間平均5件程度の加入があるが、加入率に大きな変動は見られないため、有収水量は今後もこれまでと同様、若しくは人口減少に伴い減少すると見込んでいる。

(3) 使用料収入の見通し

新規加入者が微小ながら増加傾向にあるが、継続的に人口が流出していることから、今後の使用料収入は減少することが予測される。今後は、段階的な料金の値上げが大きな課題となるが、使用状況等の詳細情報を吟味しながら基本水量の変更や用途区分を増やすなど料金体系の見直し(改定)が必要とされる。

(4) 施設の見通し

供用開始15年目となっており、機械設備等の法定耐用年数満了や経年劣化がみられている。財政計画を策定し、計画的な更新となるように努め、事業費の平準化を図る。

- 令和3年度・・・ストックマネジメント事業計画策定業務
- 令和4年度・・・ストックマネジメント事業詳細設計業務、ストックマネジメント事業改修工事
- 令和5年度・・・ストックマネジメント事業改修工事
- 令和6年度・・・ストックマネジメント事業改修工事
- 令和7年度・・・ストックマネジメント事業改修工事

(5) 組織の見通し

事業規模は変わらないため、行政改革がない限り、現状維持で組織される。

3. 経営の基本方針

○計画的な事業の執行

平成19年の供用開始から約15年が経過した現在、下水道への接続件数は事業開始以降年々増加傾向ではあるが思うような接続率にはなっていない。しかし、今後は維持管理面において老朽化していく施設の保守・長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えており、更には、人口減少が年々進行することが考えられるため、使用料水準等も検討した上で財政計画を策定し、計画的な経営改善を続けていく必要がある。

○効率的な事業の実施

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、包括的民間委託についても検討していく。また、漁業集落排水事業との連携についても検討していく。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤強化のため、収入の確保と他会計との負担区分の適正化を図り、収入確保のための使用料の収納率を向上させるとともに、適切な使用料の見直しを行う。また、国庫補助金等を有効に活用し、新たな地方債の抑制を図っていく。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、下水道区域内における未接続者の解消に向け、広報等の周知により加入促進を図っていく。

○災害・危機管理対策

本村では、災害に対する事業継続計画(BCP)を策定していることから、災害が発生した場合は、事業継続計画に従って被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し村民に周知するとともに、応急復旧対策等を実施していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	長寿命化計画に基づき、費用の平準化を図ることにより、効果的・効率的な財政運営を行う。
---	---	--------------------------------------------

平成22年度の事業計画の変更をもって、当村の下水道区域内の整備はほぼ完了している。
 今後は下水道区域内の施設・設備の修繕が主となることから、維持管理を行う上で施設機器の損耗に伴う更新はやむを得ないこととし、大規模な改修以外については個々の修繕で対応する。
 施設機器の修繕・長寿命化計画を策定し、財政負担等も考慮し、複数年での費用平準化を図る。

投資試算では、適正に整備された固定資産台帳情報をもとに、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を的確に反映させるべきところ、当村では現在、令和5年度末までの法適用に向け、詳細な固定資産の把握を行っているところであり、本来の趣旨に沿った資産ができない状況にある。
 このことから、今回の改定では、投資試算は行わず、法適用の段階で投資に関する試算を行うこととする。
 また、次回改定の際は、投資試算のみならず、戦略に記載する全ての内容について、国のガイドライン及び令和4年1月25日付け総務省通知に沿って見直し・改定を行うこととする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	独立採算制と受益者負担の原則に基づいた計画的な営業収益の健全化を図る。
---	---	-------------------------------------

当事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入・営業外収益の他会計繰入金となっている。

使用料については、以下の表のように試算した。
 ①の表は、現在の料金収入で試算したもので、今後の人口減少による減収は避けられないものと想定される。
 ②の表は、3年毎に料金改定を行った場合で試算したもので、微増している。
 今回の投資・財政計画は②に基づき作成しているが、法適用時に投資試算した際、目標を達成できるよう、改めて料金収入についても試算する。また、有収水量を増加させるため、整備区域内の水洗化率の向上に努めていく。

他会計繰入金については、国が定める基準に基づくもの及び国の基準外のどちらも活用している状況である。繰入額が少なくなるよう、各種歳出の抑制及び収入の確保策を検討したいと考えている。

① 料金推移(料金体系: 現行のままの場合)

② 料金推移(料金改定した場合)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在において下水道接続者は増加傾向にあるが、有収水量はこれまでと同様、若しくは減少する見込みであることから、下記の費用については、大幅な増減はない。

- ・指定管理に関する費用
- ・職員給与費
- ・動力費
- ・薬品費
- ・委託費

○修繕費に関する事項
 平成19年度の開始時から約15年が経過し、修繕箇所が増えてきている。基本的には当初予算における既存予算内での設備修繕を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、下水道区域整備は完了していることから、下水道区域外においては合併浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく。 また、当村は特定環境保全公共下水道1区域、漁業集落排水施設4区域で供用開始しているが、広域化・共同化(各漁業集落排水汚泥の特定環境保全公共下水道受入)については費用対効果を配慮した事業実施の可否を検討する。
投資の平準化に関する事項	現在の企業債償還額は、ピーク時より落ち着いているが、今後は新規発行債の予定があるため償還額の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	平成19年度から現在まで民間委託を単年度契約で実施しており、今後も同様の方針であることから、PPP/PFIについては検討しない。
その他の取組	他の同規模下水道事業と経営状況を比較し、情報共有を図る。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後は、段階的な料金の値上げが大きな課題となるが、基本水量の変更や用途区分を増やすなど、人口減少を見据えた見直しを3年毎に検討する必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	小水力発電や太陽光発電などの発電設備の整備について検討していたが、近年の異常渇水により水量の確保が安定しないことから現実的ではないため、収入の増加を図る別の取組みを検討していく必要がある。
その他の取組	建設改良費等については、国庫補助金及び交付金、交付税措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	平成19年度から現在まで民間委託を単年度契約で実施しており、今後も同様の方針であることから、PPP/PFIについては検討しない。
職員給与費に関する事項	本村の給与制度による。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト削減に努める。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費削減に努めているが、包括的民間委託等により、コスト削減可能か検討する。
修繕費に関する事項	事業開始から約15年経過しており、今後は更に修繕費等の増加が確実視されていることから、計画的な修繕を実施する必要がある。また、維持管理面において、老朽化する施設の長寿命化・修繕等の計画を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	内容を精査し、適正な委託料となるよう努める。
その他の取組	水洗化推進、収納率向上など財源確保につながる経費については、費用対効果を検証しつつ取り組む。 使用料改定については、類似団体の料金及び使用料体系の比較を行い、適切な料金設定となるよう取り組む。 今後の投資については、次回改定の際に複数の推計データを作成し反映することとする。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う。 PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分については更新する。 また、令和4年1月25日付け総務省からの通知、国のマニュアル及びガイドラインに沿った内容での改定を令和7年度までに実施していくこととする。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

【特定環境保全公共下水道事業】

(単位:千円, %)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	本年度 〔決算 見込〕	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 9,500	△ 8,600	△ 8,000	△ 6,500	△ 5,400	△ 5,200	△ 4,900	△ 4,500	△ 4,200			
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)											
	赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	25.5	26.7	26.3	25.3	26.3	32.7	37.1	36.8	40.4	45.8	47.0	45.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	7,756	8,190	8,280	8,175	7,843	7,878	8,385	7,044	8,270	10,162	10,657	10,567
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	828,647	798,068	753,178	708,924	659,822	607,268	555,254	504,115	456,450	414,458	374,831	333,198

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	本年度 〔決算 見込〕	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 支 分	23,081	24,759	22,688	19,257	18,874	24,434	28,329	27,692	26,903	25,386	24,529	24,259
うち基準内繰入金	23,081	24,759	22,688	19,257	18,874	24,434	28,329	27,692	26,903	25,386	24,529	24,259
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	37,244	43,879	48,190	50,754	54,502	57,754	56,914	60,208	47,711	42,037	39,627	41,633
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	37,244	43,879	48,190	50,754	54,502	57,754	56,914	60,208	47,711	42,037	39,627	41,633
合 計	60,325	68,638	70,878	70,011	73,376	82,188	85,243	87,900	74,614	67,423	64,156	65,892

経営比較分析表（令和2年度決算）

青森県 佐井村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	67.70	72.96	3,300

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,912	135.04	14.16
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,272	0.36	3,533.33

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和2年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は多少の伸びはあるものの、おおよそ横ばい傾向で大きな変動はみられない。地方債の新規発行債が数年続く見込みであるため、当面向水準で推移すると見込んでいるが、引き続き維持管理費の節減に努めたい。

②累積欠損金比率は該当数値なし。

③流動比率は該当数値なし。

④企業債残高対事業規模比率は類似団体平均よりも高い水準を指しているが、当村のデータのみをみると減少傾向である。起債償還満了に伴い償還額が減っているが、今後新規発行債が続く見通しであるため、財政負担の平準化を図りながら、計画的な設備更新を行い新規発行債の抑制をしていく必要がある。

⑤平成19年に供用開始し、これまで料金改定（見直し含む）をしたことがないため、段階的かつ地域性に見合った料金体系とすることが大きな課題とされる。人口流出や高齢化が著しいことから新規接続も厳しい状況であり、収益の大きな増は見込めない状況であることから、今後は更なる低迷状態となることが予想されるため、引き続き維持管理費に係るコスト節減が必要とされる。

⑥汚水処理原価はおおよそ横ばいを推移している。類似団体と比較すると処理に係る費用が約5倍となっており、接続率に伸びがないことが大きな課題であると考えられる。今後は同水準を推移していくことが予想されるが、より最適な処理方法を検討し、維持管理費の節減に努めながら、1世帯でも多く新規接続を増やしていく必要がある。

⑦汚水処理人口に大きな変動がみられないため、横ばい傾向を推移している。将来的に人口の増加も厳しいことから、新規接続も期待できないことに加え、度重なる人口流出により接続率は減っていくことが予想されるため、今後はスペック改善を検討していく必要がある。

⑧人口減少が著しく、広報等での啓発活動に取り組んでいるが伸びがない状況である。高齢化率が年々上昇傾向であるため、今後は水洗化率の極端な減少はないと予想されるが、新規接続による水洗化率の向上は極めて厳しい状況であると推測される。

2. 老朽化の状況について

平成19年に供用開始から14年が経過した現在、管渠延長・更新はない。

施設構造物にも大きな劣化はみられないが、施設内の機器設備について修繕が必要な機器がみられてきている。

今後は維持管理計画を策定し、財政負担の平準化に留意しながら計画的な設備更新に努めるほか、人口動態を推測しながら汚水処理人口に見合ったスペックの改善等に努めたい。

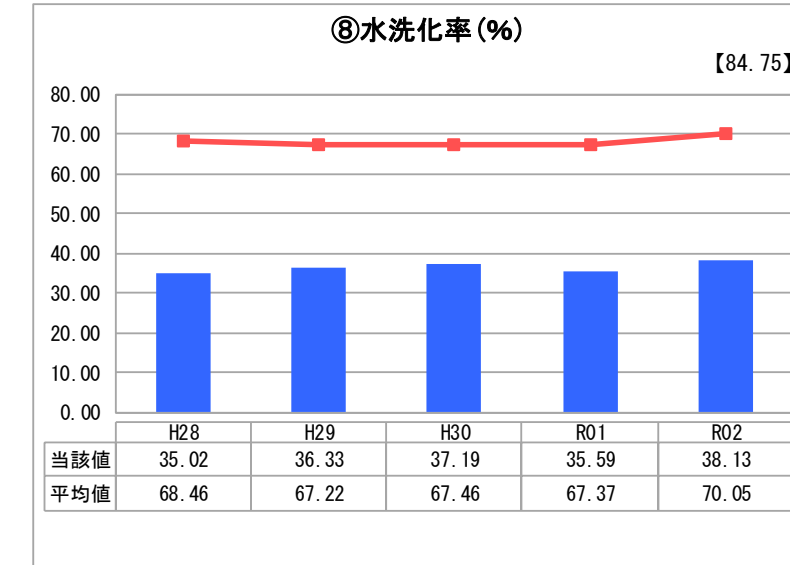
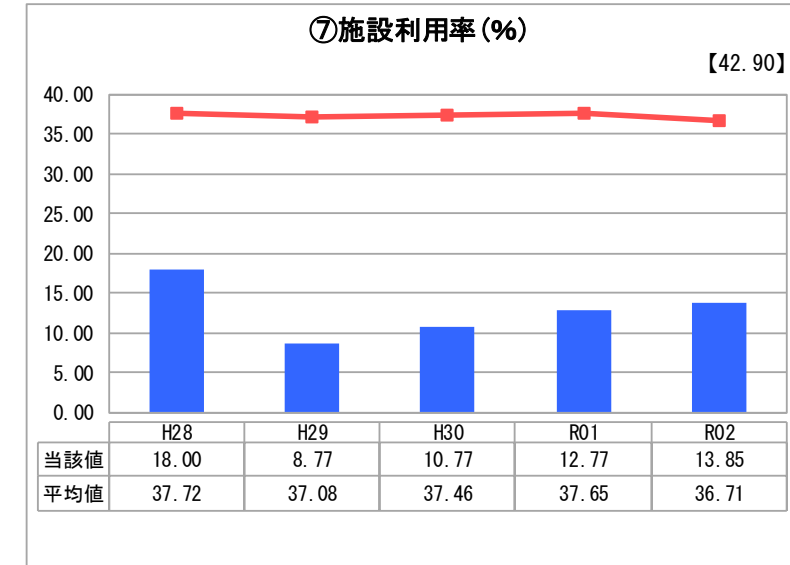
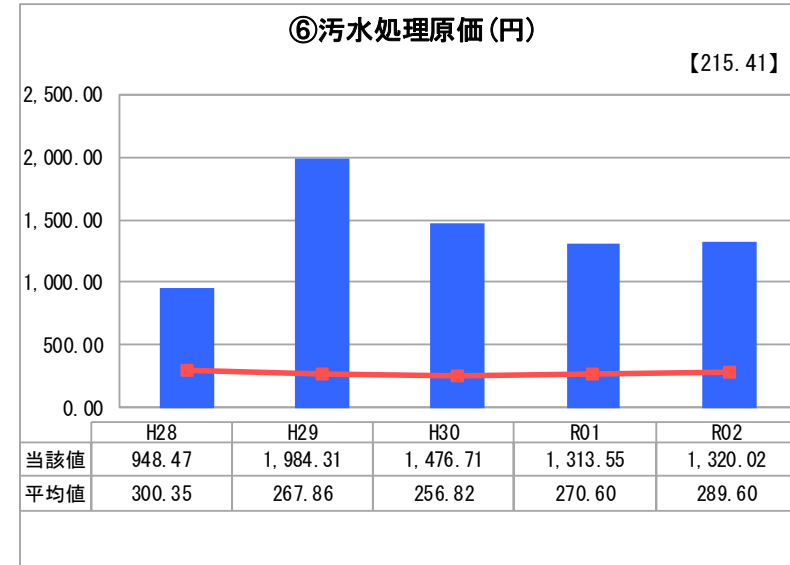
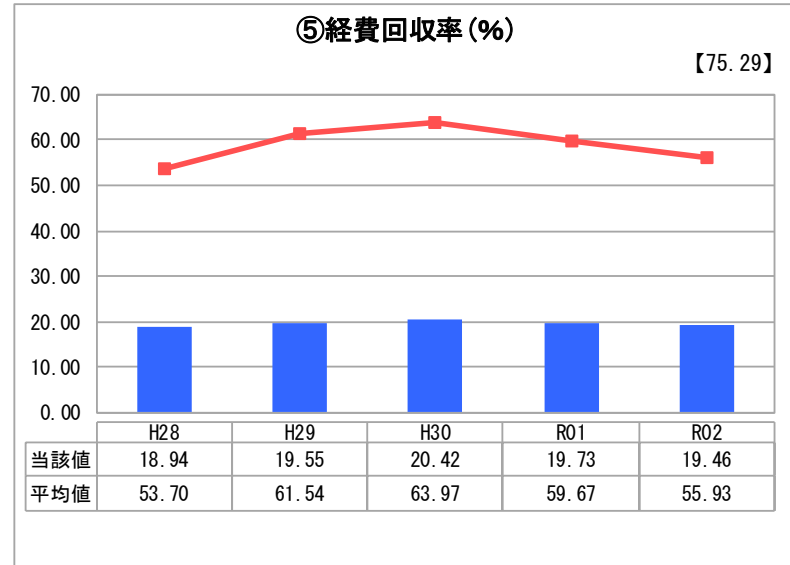
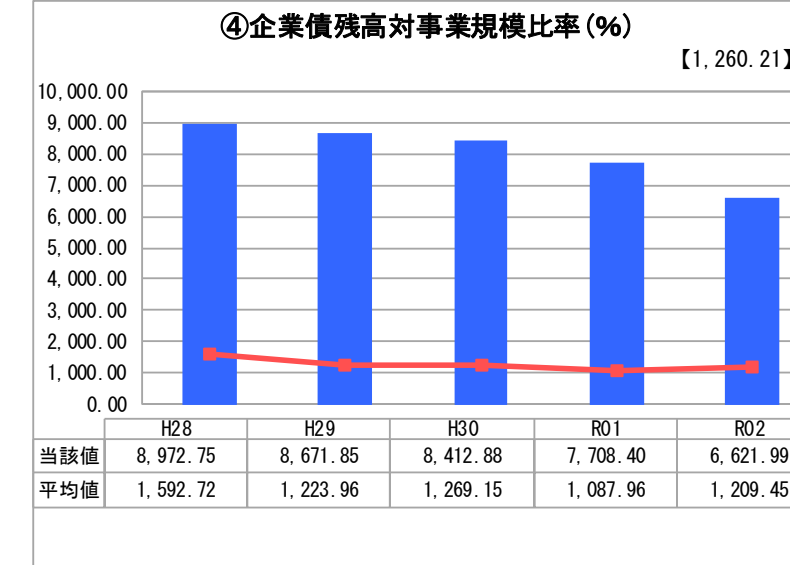
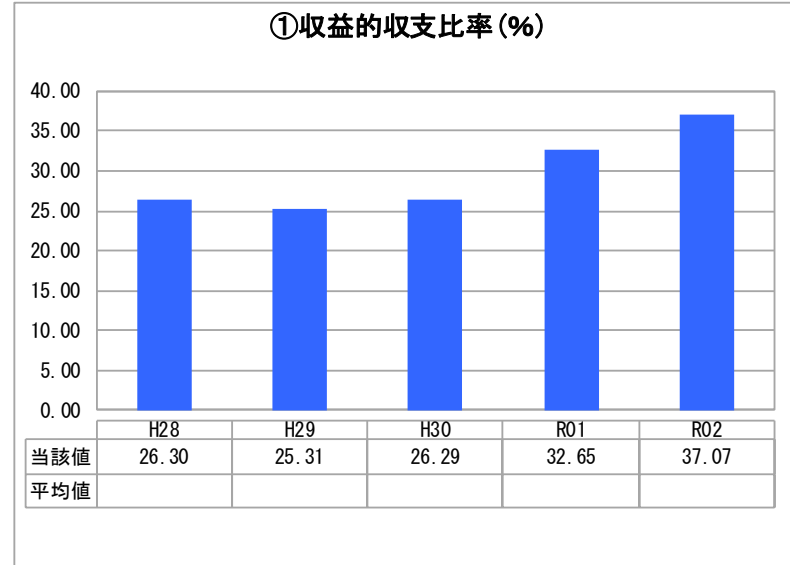
全体総括

度重なる人口減少に歯止めがかからない中、高齢化率も更に上昇傾向であり、水洗化率・施設利用料が低迷状態である。平成19年に供用開始して以来、料金の見直しを行ったことがないため、段階的かつ将来の汚水処理人口を見据えた料金体系の構築を行い収益の増を図っていききたい。

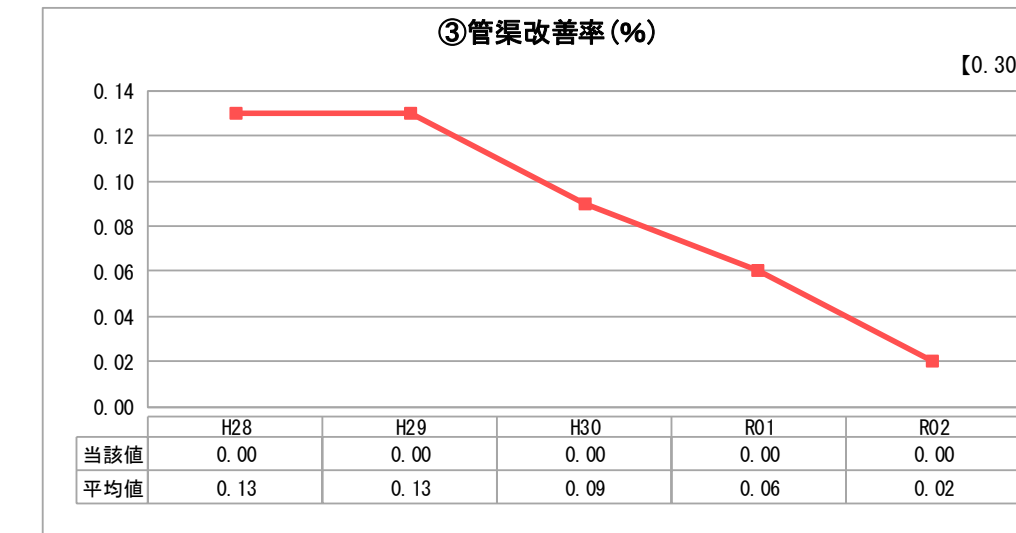
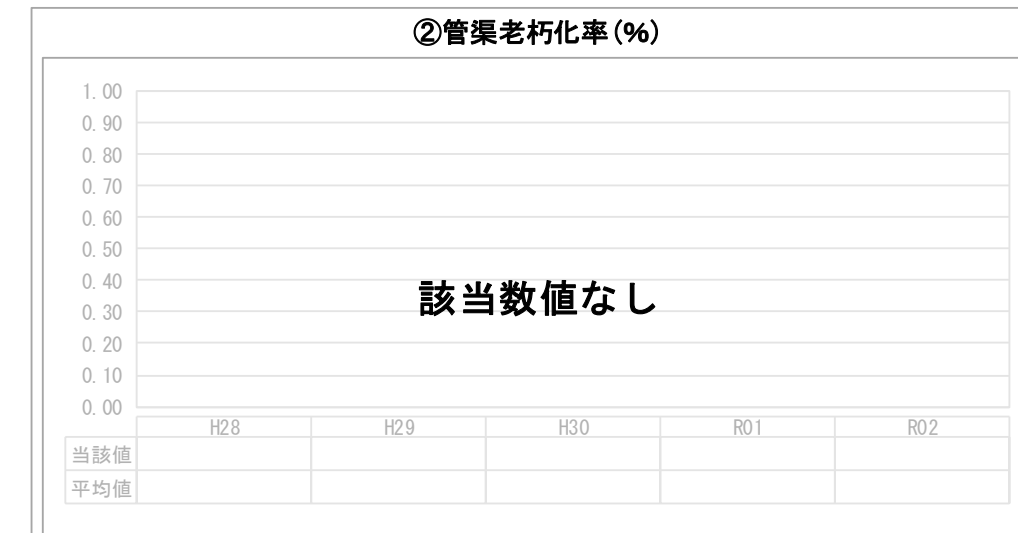
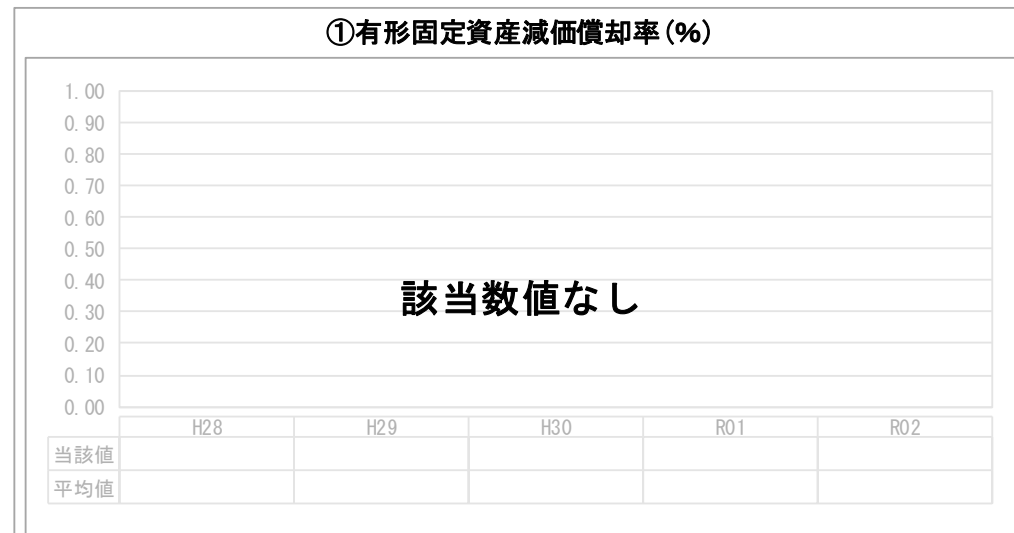
また、高齢化の状況や人口の減少をみると、今後も収益の増は期待できないことから、維持管理計画を策定し、財政負担に留意しながら、新規地方債発行額の抑制に努めるほか、維持管理費に係るコストの節減を図りたい。

併せて、長期的な基本計画である経営戦略の改定を実施し、経営の健全化を図るための取組を進めていきたい。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。